



収入保障保険（無解約払戻金型）

契約概要・ 注意喚起情報

契約概要

注意喚起情報

当冊子は、ご契約に際しての重要事項が記載されています。
お申込みの前に必ずお読みください。

契約概要

ご契約の内容等に関して特にご確認いただきたいことを記載しています。

注意喚起情報

特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

「ご契約のしおり・約款」をご覧になる場合は、はなさく生命ホームページから確認できます。
確認方法の詳細は裏表紙をご確認ください。

契約概要

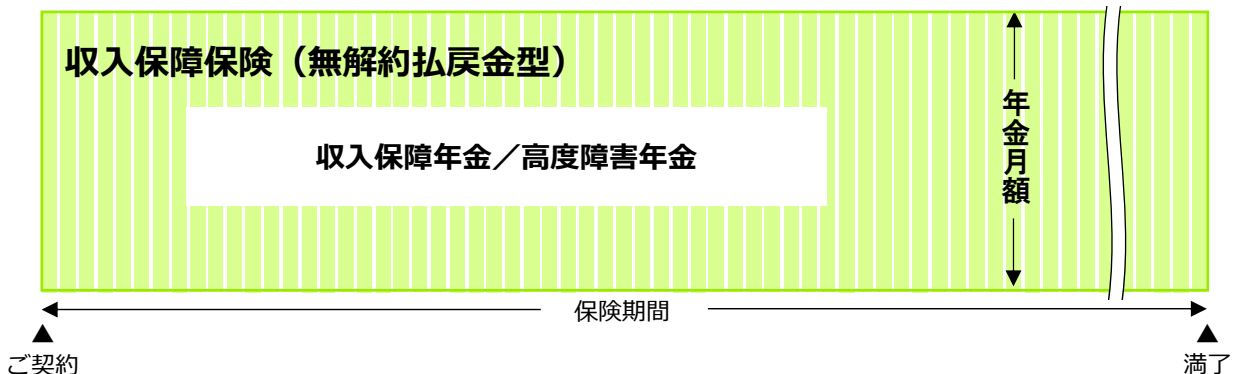
ご契約内容等に関する確認事項

この「契約概要」には、ご契約の内容等に関して**特にご確認いただきたいこと**を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「契約概要」に記載の年金等の支払事由や年金等をお支払いできない場合等は、概要や代表事例を示しています。
- 年金等の支払事由や年金等をお支払いできない場合等の詳細、および主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

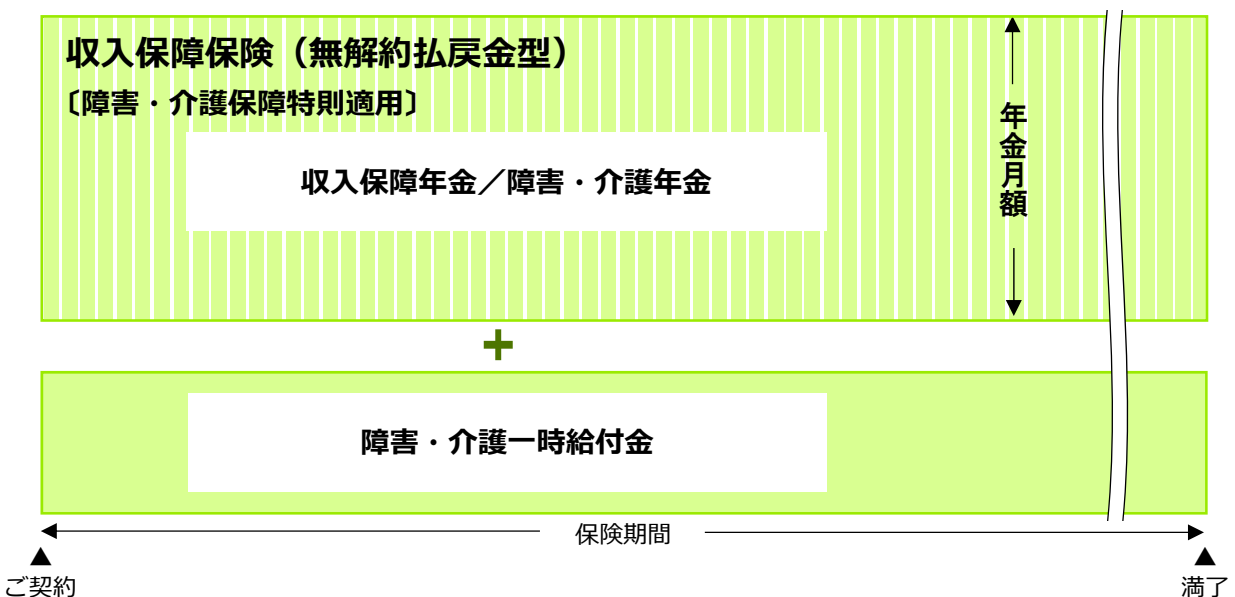
1 商品のしくみ

- この商品は、死亡や所定の高度障害状態等を一定期間保障する商品です。死亡されたときや所定の高度障害状態等に該当されたときは、年金を毎月お支払いします。
- ご契約時の被保険者の喫煙状況や健康状態等に応じて、「非喫煙者健康体料率」「非喫煙者標準体料率」「喫煙者健康体料率」「標準体料率」のいずれかの保険料率が適用されます。



＜障害・介護保障特則を適用する場合＞

- 障害・介護保障特則の適用により、所定の身体障害状態や要介護状態に該当された場合の保障内容を充実させることができます。



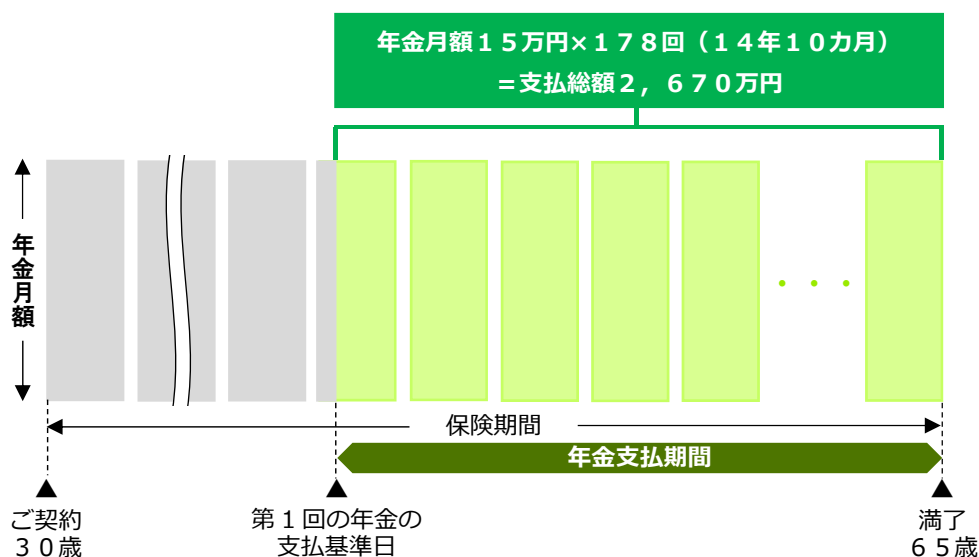
※お申込みいただく保険契約の年金月額、保険期間、年金支払保証期間、保険料払込期間、保険料払込経路、保険料払込回数、保険料等については申込書（情報端末上の申込画面を含みます。）の該当箇所を必ずご確認ください。

■ 年金のお支払い事例

(契約年齢 30 歳、保険期間 65 歳満期、年金支払保証期間 5 年、年金月額 15 万円の場合)

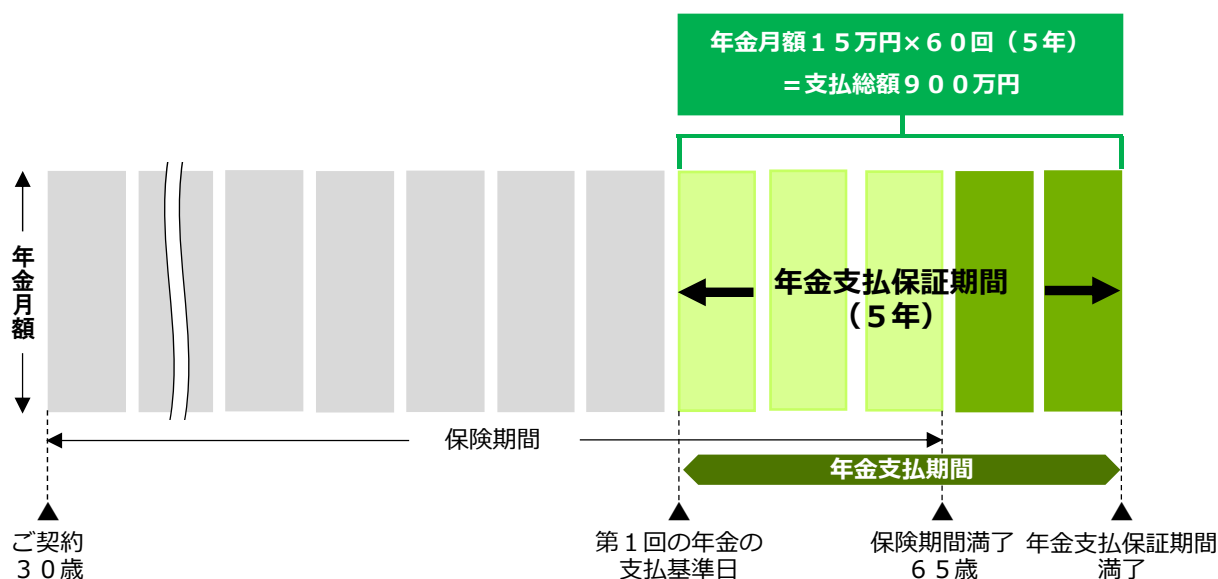
《 具体例 1 》ご契約から 20 年 3 カ月目に支払事由に該当した場合

- 第 1 回の年金の支払基準日（年金の支払事由該当日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日）から保険期間満了日の翌日までの期間を年金支払期間として、年金を毎月お支払いします。



《 具体例 2 》ご契約から 32 年 1 カ月目（保険期間満了の 3 年前）に支払事由に該当した場合

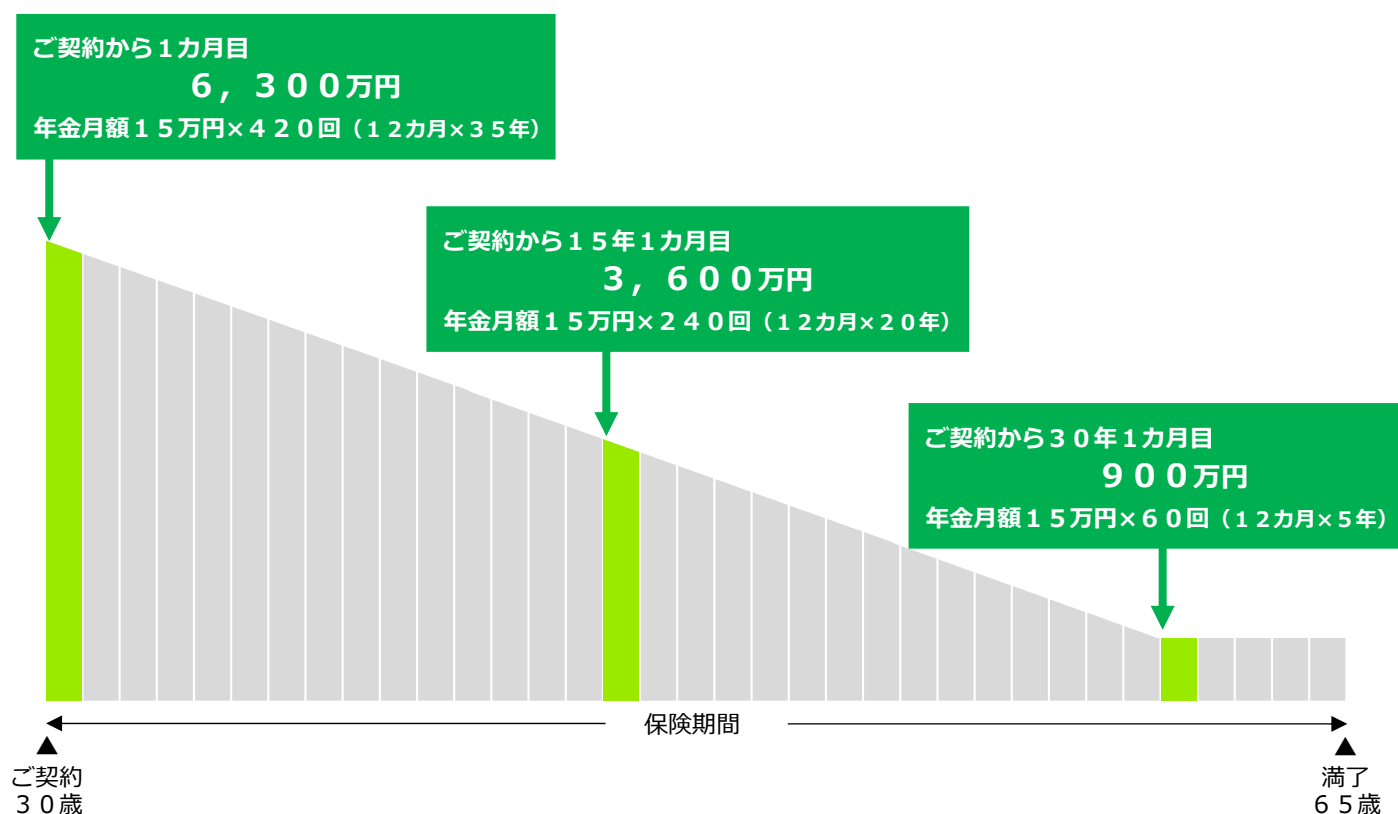
- 第 1 回の年金の支払基準日から保険期間満了日の翌日までの期間（3 年）が年金支払保証期間（5 年）に満たないため、年金支払保証期間中、年金を毎月お支払いします。



※第 1 回の年金の支払基準日から保険期間満了日の翌日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合、第 1 回の年金の支払基準日から年金支払保証期間満了日の直前の月単位の契約応当日までの期間が年金支払期間となります。

<支払事由に該当した時期ごとの年金支払総額のイメージ図>

(契約年齢 30 歳、保険期間 65 歳満期、年金支払保証期間 5 年、年金月額 15 万円の場合)



<請求による年金の現価相当額の一時支払いについて>

- 年金の支払事由に該当した後、年金の受取人から年金の現価相当額の全部の一時支払いのご請求があったときは、将来の年金のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の全部を一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。
- 年金の支払事由に該当した後、年金の受取人から年金の現価相当額の一部の一時支払いのご請求があったときは、将来の年金の一部のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の一部を一時にお支払いします（第 1 回の年金をお支払いする前に限り取扱います）。この場合、年金月額は減額されます。減額後の年金月額が当社の定める限度を下回るときは、年金の現価相当額の一部の一時支払いは取扱いません。
- 年金の現価相当額の一時支払いによりお支払いする金額は、年金として毎月お支払いする場合の総額よりも少なくなります。

2

保障内容

- この商品で支払われる年金等は、次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、特則・特約については、ご契約に適用または付加されている場合の取扱いとなります。
- 高度障害年金、障害・介護年金、障害・介護一時給付金のお支払いは、原因となる傷病が責任開始時以後に生じた場合に限りです。

	年金等名称	支払事由の概要	支払額	受取人
収入保障保険（無解約払戻金型）（主契約）	収入保障年金	死亡されたとき	年金支払期間中（*） 1カ月につき、年金月額	収入保障年金受取人
	高度障害年金	所定の高度障害状態になられたとき		被保険者

＜障害・介護保障特則を適用する場合＞

	年金等名称	支払事由の概要	支払額	受取人
収入保障保険（無解約払戻金型）（主契約） 「障害・介護保障特則適用」	収入保障年金	死亡されたとき	年金支払期間中（*） 1カ月につき、年金月額	収入保障年金受取人
	障害・介護年金	次のいずれかに該当されたとき ①所定の高度障害状態になられたとき ②身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき ③公的介護保険制度による要介護1以上に該当していると認定されたとき		被保険者
	障害・介護一時給付金	次のいずれかに該当されたとき ①身体障害者福祉法に定める障害の級別の5級または6級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき ②障害・介護年金の支払事由の①② ③のいずれかに該当されたとき	年金月額×6 (支払限度：1回)	被保険者

（*）第1回の年金の支払基準日（年金の支払事由該当日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日）から保険期間満了日の翌日までの期間を年金支払期間として毎月お支払いします。ただし、この年金支払期間が年金支払保証期間に満たない場合は、第1回の年金の支払基準日から年金支払保証期間満了日の直前の月単位の契約応当日までの期間を年金支払期間とします。なお、年金支払保証期間は、ご契約時に2年・5年から選択できます。

※公的介護保険制度による要介護認定は満40歳以上の方が対象となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。

※年金のお支払いを開始した場合、以後の保険料の払込みは不要です。

	年金等名称	支払事由の概要	支払額	受取人
リビング・ニース特約	リビング・ニース保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	指定保険金額 ^(※1) から、リビング・ニース保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額	被保険者

(※1) 指定保険金額とは、請求日から6カ月後の応当日における収入保障年金の現価相当額のうちリビング・ニース保険金の受取人がリビング・ニース保険金の請求の際に指定した金額のことをいいます。

- 保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。

保険料の払込みの免除事由の概要		
特定疾病保険料払込免除特約	3大疾病Ⅰ型	がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき
	3大疾病Ⅱ型	心疾患で所定の入院をされたときまたは手術を受けられたとき
		脳血管疾患で所定の入院をされたときまたは手術を受けられたとき
	特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	肝硬変で1日以上入院または通院をされたとき
		慢性膵炎で所定の手術を受けられたとき
		慢性腎不全で所定の人工透析療法を受けられたとき
		糖尿病で所定の事由に該当されたとき
	特定8疾病・臓器移植Ⅱ型	高血圧性疾患に関連する動脈疾患で所定の事由に該当されたとき
		所定の臓器移植を受けられたとき

- 特定疾病保険料払込免除特約の付加にかかわらず、不慮の事故による所定の身体障害状態^(※2)になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

(※2) 障害・介護年金、障害・介護一時給付金の支払対象となる所定の身体障害状態とは保障範囲が異なります。

保障内容に関してご留意いただきたい点

- 主契約・特約について特にご留意いただきたい点は次のとおりです。

収入保障保険（無解約払戻金型）【主契約】について

- 収入保障年金と高度障害年金は、いずれか一方のみのお支払いとなります。障害・介護保障特則を適用している場合は、収入保障年金と障害・介護年金は、いずれか一方のみのお支払いとなります。
- 年金支払期間が満了した場合、ご契約は消滅します。
- 収入保障年金の支払事由に該当した後、年金支払期間が満了するまでに、収入保障年金受取人が死亡されたときは、年金支払期間の残存期間に対する収入保障年金の現価相当額を死亡された収入保障年金受取人の法定相続人に一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。
- 高度障害年金または障害・介護年金の支払事由に該当した後、年金支払期間が満了するまでに、年金の受取人（被保険者）が死亡されたときは、以後、第1回の年金請求時に年金の受取人（被保険者）が指定した後継年金受取人にその年金をお支払いします。

リビング・ニース特約について

- リビング・ニース保険金の指定保険金額の限度は、リビング・ニース保険金の請求日から6カ月後の収入保障年金の現価相当額の範囲内、かつ、同一の被保険者につき他のご契約と通算して3,000万円以内の金額です。
- リビング・ニース保険金の請求日が、保険期間満了前1年以内のご契約については、リビング・ニース保険金をお支払いできません。

- リビング・ニース保険金をお支払いする前に、主契約の第1回の年金をお支払いした場合（年金の現価相当額の全部または一部を一時にお支払いした場合を含みます。）には、リビング・ニース保険金をお支払いできません。
- リビング・ニース保険金は1回限りのお支払いとなります。リビング・ニース保険金をお支払いした場合、リビング・ニース特約は消滅します。
- リビング・ニース保険金をお支払いした場合、ご契約はリビング・ニース保険金の請求日に消滅または減額されたものとします。

特定疾病保険料払込免除特約について

- 保障範囲の型に応じて、次のいずれかの保険料の払込みの免除事由に該当したときに以後の保険料の払込みを免除します。（Ⅰ型は「3大疾病Ⅰ型」「特定8疾病・臓器移植Ⅰ型」、Ⅱ型は「3大疾病Ⅱ型」「特定8疾病・臓器移植Ⅱ型」をいいます。）

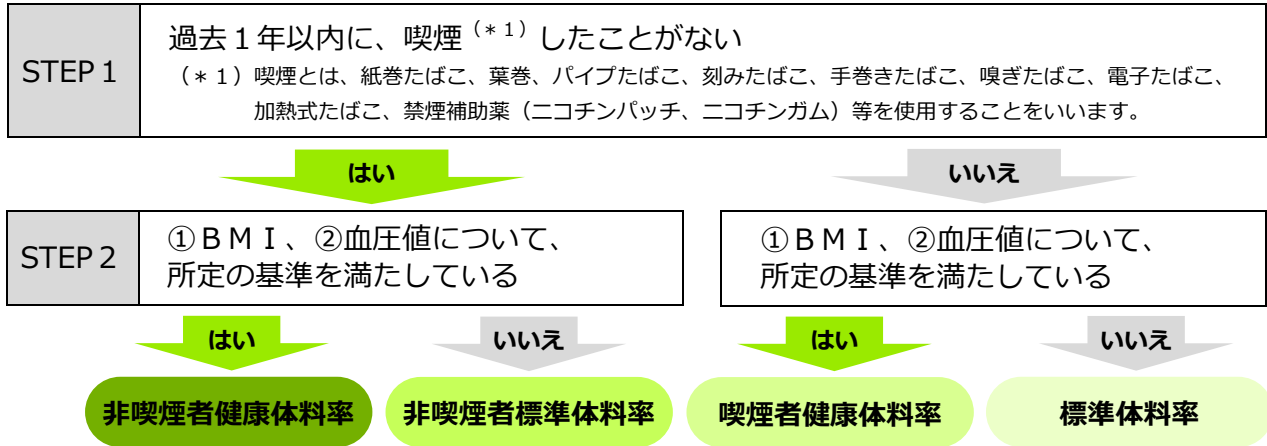
疾病等の種類	保険料の払込みの免除事由の概要	
がん (上皮内がんを含む)	責任開始時以後に初めて所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき (責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します)	
心疾患	Ⅰ型	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	Ⅱ型	①所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その治療のため、継続5日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
脳血管疾患	Ⅰ型	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続20日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
	Ⅱ型	①所定の脳卒中を発病し、その治療のため、1日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき ②所定の脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その治療のため、継続5日以上入院をされたとき、または所定の手術を受けられたとき
肝硬変	所定の肝硬変と診断され、その治療のため、1日以上入院または通院をされたとき	
慢性膵炎	所定の慢性膵炎と診断され、その治療のための手術を受けられたとき	
慢性腎不全	所定の慢性腎不全と診断され、その治療のための永続的な人工透析療法を受けられたとき	
糖尿病	①所定の糖尿病と診断され、その治療のためのインスリン治療を継続180日以上受けられたとき ②所定の糖尿病性網膜症の治療のための手術を受けられたとき ③所定の糖尿病性壊疽の治療のための切断術を受けられたとき	
高血圧性疾患に関連する動脈疾患	高血圧性疾患を発病し、 ①所定の動脈瘤等の治療のための手術を受けられたとき ②所定の動脈瘤等が破裂したと診断されたとき ③所定の四肢の動脈閉塞症の治療のための血行再建手術を受けられたとき	
臓器移植	心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての所定の移植術を受けられたとき（被保険者が受容者の場合に限ります）	

- がん（上皮内がんを含む）による保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合に以後の保険料の払込みを免除します。

3 適用する保険料率

- この商品は、ご契約時の被保険者の喫煙状況、体格（BMI）、血圧値等に応じて、「非喫煙者健康体料率」「非喫煙者標準体料率」「喫煙者健康体料率」「標準体料率」のいずれかが適用されます。
- 「非喫煙者健康体料率」「非喫煙者標準体料率」「喫煙者健康体料率」は「標準体料率」よりも保険料が割安となる保険料率です。

<保険料率の適用イメージ>



①BMI、②血圧値の基準のほか、被保険者の健康状態等が当社の定める基準を満たしていない場合、非喫煙者健康体料率・喫煙者健康体料率を適用することはできません。なお、特別な条件をつけてお引受けする場合や、ご契約をお断りする場合もあります。

●①BMI、②血圧値の基準は次のとおりです。

①BMI（*2）が次の基準を満たしていること

契約年齢	20歳～39歳	40歳～70歳
BMI	17以上27以下	17以上28以下

（*2）ボディ・マス・インデックスの略で、身長と体重の関係から算出される体格指数のことです。
$$BMI = \text{体重 (kg)} \div \{\text{身長 (m)}\}^2$$

②血圧値が次の基準を満たしていること

契約年齢	20歳～39歳	40歳～70歳
最低血圧値	90mmHg 未満	100mmHg 未満
最高血圧値	140mmHg 未満	150mmHg 未満

※「健康体」とは、この商品における当社の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。

※「非喫煙者健康体料率」「非喫煙者標準体料率」「喫煙者健康体料率」を適用するご契約にお申込みいただく際は、健康診断・人間ドックの結果等のご提出が必要となります。

※ご契約後に被保険者の喫煙状況、体格（BMI）、血圧値等に変化があった場合でも、ご契約時に適用された保険料率を変更する取扱いはありません。

4 保険期間・保険料等

- 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は、それぞれ次のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
・ 歳満期	・ 保険期間と同一	・ 月払（年 1 2 回払込み） ・ 年払（年 1 回払込み）	・ 口座振替扱 ・ クレジットカード扱

5 解約払戻金

- この商品に、解約払戻金はありません。

6 契約者配当金

- この商品に、契約者配当金はありません。

7 その他の注意事項

- 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）、保険期間満了後の更新の取扱いはありません。
- ご契約後に、年金月額を増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した年金支払保証期間・特則の適用有無・型の変更をすることはできません。
- 申込みの経路（募集代理店等）によっては取扱いできる特約、契約年齢、年金月額等が異なる場合があります。

8

引受保険会社

- 引受保険会社は、はなさく生命保険株式会社（日本生命グループ）です。
- 当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0120-8739-17（通話料無料）

受付時間 月～土曜日 9：00～18：00

（祝日、12／31～1／3を除く）

はなさく生命ホームページ： <https://www.life8739.co.jp/>

[illegible]

！ 注意喚起情報

ご契約に関する注意事項

この「注意喚起情報」には、**特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。**

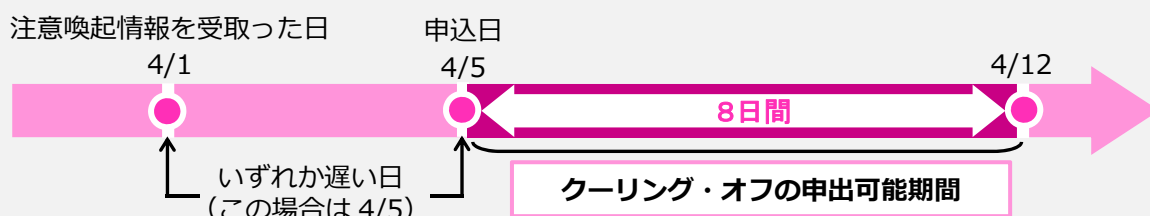
- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、年金等をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- 現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となることがありますので、十分ご注意ください。
- 年金等の支払事由や年金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

クーリング・オフ制度

1

保険契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

クーリング・オフ<例>



- クーリング・オフを行った場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。
- 次のいずれかの方法で、クーリング・オフの申出可能期間内にお申出ください。

●書面による場合

書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。期間内（8日以内の消印有効）に、はなさく生命保険株式会社あてに送付してください。

【記載事項】

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| ① 申込みの撤回等をする旨 | ④ 申込者または契約者の住所・電話番号 |
| ② 申込みの撤回等をする理由（任意） | ⑤ 申込者または契約者の氏名（自署） |
| ③ 証券番号（生命保険契約申込書（お客様控）の右上に記載） | |

【書面の送付先】

〒100-8691 日本郵便（株）銀座郵便局 私書箱52号
はなさく生命保険株式会社 クーリング・オフ受付担当 行

●電磁的記録による場合

当社では主たる窓口として、はなさく生命ホームページをご案内しています。期間内（8日以内）に、はなさく生命ホームページに記載の手順に沿って必要事項をご入力の上、お申出ください。

2

健康状態等の告知義務

健康状態等についてありのままを告知してください。

告知義務について

- **契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。**
- **告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、告知書^(※1)で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
なお、告知いただいた内容（傷病歴・通院事実等）により、後日追加の詳しい告知等が必要になることがあります。
(※1) 情報端末上の告知画面を含みます。
- **生命保険募集人^(※2)には告知を受ける権限がありません。**
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。
(※2) 募集代理店を含みます。
- **傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けできる場合があります。**
なお、特別な条件^(※3)をつけてお引受けする場合^(※4)や、お断りする場合もあります。また、当社では、引受基準を緩和することで健康に不安のある方でも加入しやすい収入保障保険（当社の他の収入保障保険に比べて保険料が割増しされています）も取扱っています。
(※3) 特別な条件は次のとおりです。
 - ・年金等を削減して支払う（年金削減支払法）
 - ・特定の高度障害状態を保障しない（特定高度障害状態不担保法）
 - ・特定の身体部位や傷病を保障しない（特定部位・傷病不担保法）(※4) この場合には、「特別条件のご案内」をご提供します。このご案内で示した条件をご了解いただければ、当社の承諾により保険契約は成立します。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- **契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。**
なお、責任開始日から2年を経過していても、年金の支払事由等が責任開始日から2年以内に発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
- **保険契約または特約を解除した場合、年金の支払事由等に該当していても、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができません。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。**
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。この場合、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

3

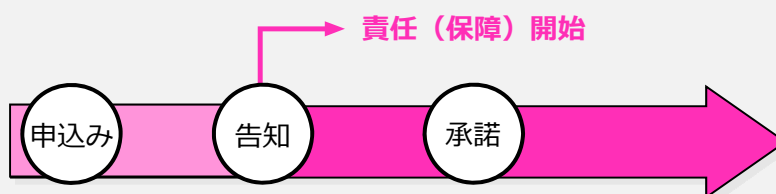
責任開始（保障の開始）

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任（保障）を開始します。

- 保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾した場合に成立します。

責任開始（保障の開始）＜例＞

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。



※申込みが告知より遅い場合には、申込みが完了した時から責任（保障）を開始します。

- 生命保険募集人^(*)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。

(*) 募集代理店を含みます。

4

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

- 解約・減額した保険契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利等を失う場合があります。
- 一般の保険契約の申込みと同様、健康状態等を告知する義務があります。
そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。
また、新しい保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
詳しくは **2** 健康状態等の告知義務 をご確認ください。
- 新しい保険契約については、責任開始日から3年以内の自殺の場合や、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合等には、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

5

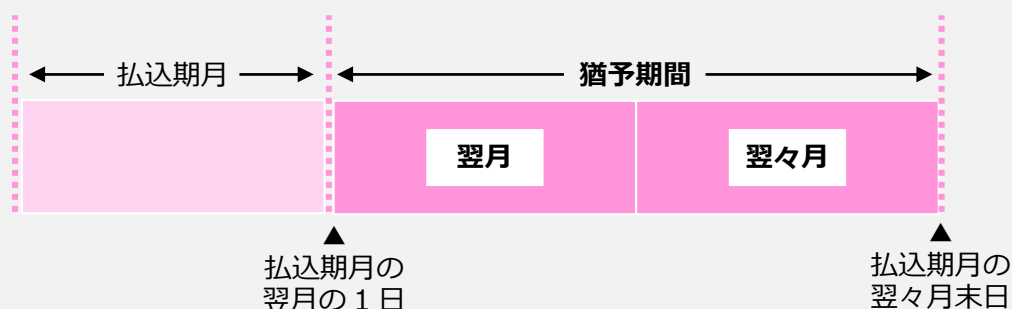
保険料の払込みがない場合等の取扱い

保険料は払込期月内にお払込みください。猶予期間内に払込みがない場合は、保険契約は消滅します。(消滅した保険契約を元に戻すことはできません。)

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、**猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。**

猶予期間のイメージ

保険料の払込みの猶予期間は、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの期間です。



- この保険には、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについてSMS（ショートメッセージサービス）^(*) や郵送等によりお知らせする場合があります。そのため、当社にご登録いただいた通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。

(*) 携帯電話番号を宛先として短い文字メッセージを送受信できるサービスのことをいいます。

6

年金等の請求

年金の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社にご連絡ください。

上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 年金等の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 年金等の請求に関する当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が年金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。なお、指定代理請求人は請求時において所定の範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

7

年金等をお支払いできない場合

年金等をお支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

■ 支払事由に該当しない場合

責任開始時前に生じた傷病を原因として所定の高度障害状態になったとき 等

■ 免責事由に該当した場合

- 責任開始日から3年以内の自殺
- 契約者・収入保障年金受取人の故意により死亡したとき
- 契約者・被保険者の故意により所定の高度障害状態になったとき 等

■ 告知義務違反により、保険契約または特約が解除された場合

■ 詐欺や年金等の不法取得目的をもって保険契約の締結が行われ、保険契約または特約が取消・無効とされた場合

■ 年金等を詐取する目的で事故を招いたときや、**契約者、被保険者または年金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等**、重大事由により、保険契約または特約が解除された場合

■ 保険料の払込みがなく、保険契約が消滅した場合

■ 特定疾病保険料払込免除特約について、責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合

8

解約と解約払戻金

この保険には、解約払戻金はありません。

9

確認担当者による申込内容、告知内容、年金等の請求内容等の確認

当社の確認担当者（当社が委託した確認担当者を含みます。）が、申込内容、告知内容、年金等の請求内容等を確認することがあります。

10

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により年金月額等が削減されることがあります。

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、年金月額等が削減されることがあります。

**当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、
はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。**

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0 1 2 0 - 8 7 3 9 - 1 7（通話料無料）

受付時間 月～土曜日 9：00～18：00
（祝日、12／31～1／3を除く）

はなさく生命ホームページ：<https://www.life8739.co.jp/>

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページ：<https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

[illegible]

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

はなさく生命は、お客様の利便性向上のため、インターネット上で閲覧するWeb版「ご契約のしおり・約款」を推奨しています。

Web版「ご契約のしおり・約款」の特長

保管不要

冊子のように保管する必要がなく、紛失の心配もありません。

どこでも閲覧

インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。

簡単に検索

読みやすいサイズに文字を拡大したり、読みたい箇所を検索したりできます。

Web版「ご契約のしおり・約款」の閲覧方法

STEP 1

次のいずれかの方法で
当社ホームページに
アクセス

スマートフォン等で
QRコードを
読み取ってください。



URL <https://www.life8739.co.jp/customer/shiori>

「はなさく生命 約款」で検索してください。

はなさく生命 約款

検索

STEP 2

該当する
「ご契約のしおり・約款」
をクリック

ご契約の「商品名」と
保険証券に記載の
「ご契約のしおり・約款番号」を
ご確認のうえ、ご覧ください。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

※お申込みの際に冊子版の「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、募集代理店またははなさく生命お客様コンタクトセンターにお申出ください。

※ご契約後に冊子版の「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、はなさく生命お客様コンタクトセンターまでお申出ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

[募集代理店]

[引受保険会社]

はなさく生命保険株式会社

<お客様コンタクトセンター>

はなさく いーな
 **0120-8739-17** (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

<ホームページ>

<https://www.life8739.co.jp/>

※はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種手続きができます。